

令和5年度 管理型産業廃棄物最終処分場放流水分析結果

最終処分場名			丸徳興業㈱(排水池出口)		定量下限	省令1における基準値	測定方法
採取日年月日			令和6年2月1日(木)	令和6年2月1日(木)			
No	項目	単位	測定結果	測定結果			
1	カドミウム及びその化合物	mg/L	不検出	不検出	0.005	0.03以下	JIS K 0102. 55. 4
2	シアン化合物	mg/L	不検出	不検出	0.1	1以下	JIS K 0102. 38. 1. 2 及び 38. 5
3	有機リン化合物(※1)	mg/L	不検出	不検出	0.1	1以下	昭和49年環境庁告示第64号付表1
4	鉛及びその化合物	mg/L	不検出	不検出	0.05	0.1以下	JIS K 0102. 54. 4
5	六価クロム化合物	mg/L	不検出	不検出	0.04	0.5以下	JIS K 0102. 65. 2. 6
6	砒素及びその化合物	mg/L	不検出	不検出	0.01	0.1以下	JIS K 0102. 61. 4
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	0.0005	0.005以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2
8	アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	0.0005	検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	不検出	不検出	0.0005	0.003以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4
10	トリクロロエチレン	mg/L	不検出	不検出	0.01	0.1以下	JIS K 0125. 5. 2. 1
11	テトラクロロエチレン	mg/L	不検出	不検出	0.01	0.1以下	JIS K 0125. 5. 2. 1
12	ジクロロメタン	mg/L	不検出	不検出	0.02	0.2以下	JIS K 0125. 5. 2. 1
13	四塩化炭素	mg/L	不検出	不検出	0.002	0.02以下	JIS K 0125. 5. 2. 1
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L	不検出	不検出	0.004	0.04以下	JIS K 0125. 5. 2. 1
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	不検出	不検出	0.02	1以下	JIS K 0125. 5. 2. 1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	不検出	不検出	0.04	0.4以下	JIS K 0125. 5. 2. 1
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	不検出	不検出	0.3	3以下	JIS K 0125. 5. 2. 1
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	不検出	不検出	0.006	0.06以下	JIS K 0125. 5. 2. 1
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	不検出	不検出	0.002	0.02以下	JIS K 0125. 5. 2. 1
20	チウラム	mg/L	不検出	不検出	0.01	0.06以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5
21	シマジン	mg/L	不検出	不検出	0.01	0.03以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1
22	チオベンカルブ	mg/L	不検出	不検出	0.01	0.2以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1
23	ベンゼン	mg/L	不検出	不検出	0.01	0.1以下	JIS K 0125. 5. 2. 1
24	セレン及びその化合物	mg/L	不検出	不検出	0.01	0.1以下	JIS K 0102. 67. 4
25	ほう素及びその化合物	mg/L	不検出	16	1	50以下	JIS K 0102. 47. 4
26	ふっ素及びその化合物	mg/L	不検出	15	1	15以下	JIS K 0102. 34. 4
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(※2)	mg/L	0.4	11	0.3	200以下	JIS K 0102. 42 及び 43
28	1,4-ジオキサン	mg/L	不検出	不検出	0.005	0.5以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8第3
29	水素イオン濃度(水素指数)	-	8.1(20.8℃)	8.5(20.9℃)	-	5.8以上8.6以下	JIS K 0102. 12. 1
30	生物化学的酸素要求量	mg/L	2	不検出	1	60以下	JIS K 0102. 21 及び 32. 3
31	化学的酸素要求量	mg/L	3	16	1	90以下	JIS K 0102. 17
32	浮遊物質	mg/L	4	不検出	2	60以下	昭和46年環境庁告示第59号付表9
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	不検出	不検出	2	5以下	昭和49年環境庁告示第64号付表4
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	不検出	不検出	2	30以下	昭和49年環境庁告示第64号付表4
35	フェノール類含有量	mg/L	不検出	不検出	0.05	5以下	JIS K 0102. 28. 1.3
36	銅含有量	mg/L	不検出	不検出	0.05	3以下	JIS K 0102. 52. 5
37	亜鉛含有量	mg/L	不検出	不検出	0.05	2以下	JIS K 0102. 53. 4
38	溶解性鉄含有量	mg/L	不検出	0.1	0.1	10以下	JIS K 0102. 57. 4
39	溶解性マンガン含有量	mg/L	不検出	不検出	0.1	10以下	JIS K 0102. 56. 5
40	クロム含有量	mg/L	不検出	不検出	0.05	2以下	JIS K 0102. 65. 1. 5
41	大腸菌群数	個/cm ³	不検出	不検出	300	3000以下	昭和37年厚生省・建設省令第1号
42	窒素含有量	mg/L	0.6	11	0.2	120以下	JIS K 0102. 45. 6
43	燐含有量	mg/L	0.02	0.06	0.02	16以下	JIS K 0102. 46. 3. 4

省令1:一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

(※1) パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る

(※2) 1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の合計量

最終処分場名			丸徳興業㈱(排水池出口)		定量下限	省令2における基準値	測定方法
採取日年月日			令和6年2月1日(木)				
No	項目	単位	測定結果				
44	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.033		—	10以下	JIS K 0312

省令2:ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

(注) J&T環境㈱について、水処理は委託処理を行っており水処理設備を有しないことから、放流水の分析は行っていません。